

住 居 確 保 給 付 金

離職、自営業の廃止または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給する制度です。

対象者 支給

「離職、廃業後2年以内の者」
・「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」

支給要件

- ・離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- ・申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ・収入要件:申請日の属する月の世帯収入合計額が、下記の基準額表の収入基準額を超えないこと。
- ・資産要件:申請時の世帯の預貯金の合計額が、下記の基準額表の預貯金を超えないこと。
- ・国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

基準額表

世帯の人数	基準額(月額)	支給上限	収入基準額(月額)	預貯金
単身世帯	78,000	26,600	104,600	468,000
2人世帯	115,000	32,000	147,000	690,000
3人世帯	140,000	34,600	174,600	840,000
4人世帯	175,000	34,600	209,600	1,000,000
5人世帯	209,000	34,600	243,600	1,000,000

支給額

単身世帯:26,600円、2人世帯:32,000円、3人~5人世帯:34,600円が上限になります。
計算式は、支給額=家賃額(注)-(月の世帯の収入合計額-基準額)
(注)家賃額は基準額表の支給上限額が上限。

期間 支給

・原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

方法 支給

・賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

問合せ先

〒875-0041 臼杵市大字臼杵4番1
社会福祉法人 臼杵市社会福祉協議会
☎0972-64-0123